

総務委員会会議録

平成23年11月14日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:59

案 件

1. コミュニティバスの運用について

【 報告事項 】

1. 平成22年国勢調査の状況について (総合政策課)
2. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (中心市街地活性化推進課)
3. 市役所本庁舎建設についての市民アンケートの実施について (総務課)
4. 緊急速報「エリアメール」の配信サービス利用開始について (総務課)
5. 平成23年度事務事業の仕分け結果概要について (行財政改革推進室)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「コミュニティバスの運用について」を議題といたします。「平成24年度 飯塚市コミュニティバス運行計画(案)について」執行部の説明を求めます。

総合政策課長。

「平成24年度からのコミュニティバス運行計画(案)」につきまして、ご説明いたします。まず、最初に平成24年度から運行予定のコミュニティバスの名称につきましては、これまで「デマンド交通」と「幹線バス」と説明してまいりましたが、今後は運行内容がわかりやすいように、「デマンド交通」を「予約乗合タクシー」、また「幹線バス」を「コミュニティバス」というように改めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、本日も説明いたします内容につきましては、飯塚市地域公共交通協議会の下部組織であります幹事会におきまして、現在、検討・協議中の計画(案)の段階の内容でございます。今後、幹事会・協議会での協議を行いまして、運行計画を決定する予定にしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、運行計画(案)につきまして、ご説明いたします。お手元の資料及び図面をご参照願います。まず図面のご説明を、右下に凡例を付けておりますので、これをもとに行います。この図面は本市全域を表示しております。青・緑・紫・赤の4色のマークを用いて、コミュニティバスの運行路線を示しています。青・緑・紫色のマークの3方向のルートそれぞれが、図面中央部の「市立病院」、ここで赤色のマークと接続して路線を構成しております。なお、黒丸マークがコミュニティバスのバス停留所となっております。次に、黒色の破線は予約乗合タクシーの運行地区の境界を表しており、その運行地区単位で地区名を示しております。オレンジや黄色等のラインは、民間路線バスの運行ルートを示しております。運行頻度により、ラインの太さや色は異なります。

それでは、運行内容を資料にそってご説明いたします。まず【1】予約乗合タクシー運行区域」につきましては、市全域を、各地区の医療や商業施設等の所在等を勘案いたしまして、地区公民館単位を基本とした11地区に分割いたしまして、設定しております。予約乗合タクシーは、各地区内において運行を行います。この地区設定におきましては、潁田地区と鯉田地

区につきまして、穎田地区には、地区内に食料品販売の商業施設が乏しいこと。また、鯉田地区から穎田病院への通院による移動があること等から、穎田地区と鯉田地区を統一して、穎田・鯉田地区としております。また、鎮西地区、飯塚東地区の地区内には外科系の医療施設が無いことから、鎮西地区から市立病院、飯塚東地区から越智外科への移動ができるものとしております。

次に、【2】コミュニティバス運行路線につきましては、図面に記載のとおり、穎田地区、庄内地区、筑穂地区の各方向から、「市立病院」で全路線共通ルートに接続する構成で、3路線を設定しております。コミュニティバスの運行は、各地区間の公共施設、医療施設等の主要施設のみに停車し、地区間の移動需要に対応するとともに、そのルートは民間路線バスとの競合を回避するように、運行ルートの重複を出来るだけ避けたルートにしております。この2種類の運行を併用する事により、地区内の医療・商業・公共施設等への移動については予約乗合タクシーを利用していただき、また、他の地区への移動を希望される場合にはコミュニティバスに乗り継いで移動していただくように考えております。

次に、【3】バス停の設置方式につきましては、自宅付近、及び目的施設付近の「車両が安全に通行できる近接地」に乗降場を設定するようしております。【4】運賃につきましては、予約乗合タクシーが300円、コミュニティバスが200円、1回につきでございますが、このようにしております。この運賃設定につきましては、本事業運営における市の負担が大きい状況にありますので、事業を継続するためには、事業の効率化に鋭意努めていく一方で、利用者の方々にも、一定のご負担をお願いせざるを得ないと考えております。予約乗合タクシーの運賃につきましては、コミュニティバス利用者への聞き取り調査の結果や、八女市をはじめとする先進自治体の事例、また、タクシーやバスの初乗り運賃を考慮しまして設定をしております。なお、小学生以下につきましては無料としておりまして、1枚100円の回数券を13枚つづりまして、1,000円で販売するようしております。

【5】運行日・時間帯につきましては、運行日は現行通り、平日のみの運行としております。運行時間につきましては、現在のコミュニティバスの利用状況やタクシーとの競合回避等を考慮しまして、予約乗合タクシーは8時から17時まで、コミュニティバスは乗り継ぎを考慮しまして、8時半から16時半までの運行時間を基本として、今後ダイヤ編成を検討してまいります。以上、簡単ではございますが、平成24年度のコミュニティバスの運行計画（案）につきまして、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

予約乗合タクシーやコミュニティバスの運行を実施するに当たって、運行区域、経路、運賃等について最終的に決定するのは協議会になるのでしょうか、それとも市のほうになるのでしょうか。

総合政策課長

平成24年度のコミュニティバス、あるいは予約乗合タクシーの運行区域や経路、運賃等のその内容につきましては、飯塚市の地域公共交通協議会、ここにおきましてご協議をいただきまして、その結果をもとに最終的には市が決定をするということになります。

永末委員

お伺いしたいんですけど、先ほどの幹事会、協議会で協議を行いまして運行計画を決定する予定というふうにされておりましたが、この幹事会というのはこういった機関になるのでしょうか。

総合政策課長

地域公共交通協議会の幹事会と申しますのは、規約の中に定めておりました協議会の委員の中で約半数の主要なメンバーと申しますか、その方々に幹事会の委員になっていただいております。その中でまた協議を、掘りつめた協議と申しますそれを行うようにしております。

永末委員

協議会というのはそもそもありまして、そこで協議をして諮問と申しますか、答申ですかね、そういったのを出していくことになると申すんですけども、それは幹事会で決定して協議会で決定するというのは、2重の決定になるのでしょうか。

総合政策課長

幹事会の中で原案等を叩いていただいて、その内容を協議会のほうに諮り決定をするということにしております。ちなみに協議会が29名、幹事会につきましては14名で構成をしております。

永末委員

市が最終決定した後に運行に当たって、国などの許可が必要になってくると思うんですけども、どのような手続が必要になるのでしょうか。

総合政策課長

コミバスを運行するに当たりますには、道路運送法第4条の運行許可が必要ということがございます。この許可の取得手続といたしましては、まず飯塚市地域公共交通協議会において運行計画の協議を整えまして、その結果をもとに運輸局に許可申請、これを行いまして運行許可を得るといような段取りが必要となっております。

永末委員

それでは、運輸局が許可の判断を行う際に、特に重視しているというのはどの点になるのでしょうか。

総合政策課長

運輸局におかれましては、国土交通省が定めておりますコミュニティバスの導入に関するガイドライン、これの趣旨を許可の判断に大きく重視されておるところでございます。このガイドラインにおきましては、コミュニティバスは、民間路線バスを補完するものであり、その他の交通サービスと組み合わせることにより全体として整合性のとれたネットワークを構築することという趣旨が示されております。このようなことから、運輸局におきましては、公共交通事業者でございますバス、あるいはタクシー事業者との調整というものを非常に重視されておまして、我々の運輸局との協議におきましてもその公共交通事業者等のご意見をよく聞き、その運行に十分に留意した運行計画、これを策定するようにということで厳しく指導を受けておるところでございます。

永末委員

事前に公共交通機関の関係者、運輸局との協議などは行っておりますでしょうか。もし行っておる場合、どのような意見、要望があがっておるのでしょうか。

総合政策課長

公共交通事業者でありますバス及びタクシー事業者、並びに運輸局、これにおきまして運行計画の検討を進める中で必要に応じてでございますが、協議は行っております。バス及びタクシー事業者の方からはその組織の代表に協議会に出席いただいておりますが、その幹事会におきまして飯塚、立岩、菰田地区、いま申しました11地区の中のこの飯塚、立岩、菰田地区、これにつきましては交通が不便ではない中心市街地だという位置づけでございますので、予約乗合タクシーの運行につきましては、事業系に与える影響が大きいということで、この地区においては運行を行わない方向で検討してもらいたいというような要望が上がっております。

永末委員

それでは、この3地区では予約乗合タクシーは運行しないということではないのでしょうか。

総合政策課長

先ほどお答えいたしました運輸局から、公共交通事業者でございますバス及びタクシー事業者の意見をよく聞き、その運行に十分に配慮した運行計画を策定するということが厳しく言い渡されております。したがって、公共交通事業者の意向を十分に踏まえた中で飯塚市の地域公共交通協議会及び幹事会におきまして、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

永末委員

予約乗合タクシーを行う場所、行わない場所というのを設定していくことになると思うんですが、その線引きというものは大変難しいものになってくると思います。運輸局、公共交通機関の意見・要望等を踏まえて市としては今後どのように取り組んでいくおつもりなのか。

総合政策課長

事務局といたしましては、今後、現行案の内容で公共交通協議会において提案をしたいというふうな考えを持っております。しかしながら、運輸局の許可が必要なこと、あるいは民間公共事業者の方のご理解、ご協力も必要ということになってきますので、今後の幹事会あるいは協議会におきましては、先ほど申しました要望や運輸局の考えなどを踏まえながら、十分な協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

明石委員

具体的な話をちょっとお聞かせ願いたいと思います。いま監事会、協議会で決定するということですが、何月頃をめどにされる予定ですか。

総合政策課長

まず幹事会のほうで1度たたきまして、協議会では今月中には決定をしてまいりたいというふうに考えております。

明石委員

11月いっぱいということですね。そうしますと今度は説明会、各地区においての説明会はいつごろからどういうふうな形で行われる予定か、決まっておりますら説明をお願いします。

総合政策課長

住民の方への説明会につきましては、その後ということになるかと思いますが、予定といたしますが、考えていますのは年明けになるかなというふうに思っております。

明石委員

もうひとつ、どのくらいの単位か、どういうふうな形でされるかというのを。

総合政策課長

現在のところ、まあ事前登録等の必要もでございます。その関係もございまして、地区公民館あたりの単位をいま考えておりますが、これにつきましては協議会、あるいは幹事会等の意見を十分に聞いた中で、その説明の計画を立ててまいりたいと考えております。

明石委員

いま地区ごとと言われましたけど、実は、今までの経過から考えると、このバスを利用する人というのは、まず車を持たないとか、車が運転できないという方が多いわけです。そうすると、当然そういう方を対象に説明会をしたりすべきだと思うので、まず老人会とかそういうものをいろいろ使って説明をすべきだと私は考えておりますので、ぜひその点はひとつよろしくお願いたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

明石委員

それから、先ほど料金のことをちょっと言われましたけど、小学生は無料、中学生はどういうふうになりますか。

総合政策課長

中学生につきましては、今回有料とさせていただきたいと考えております。

明石委員

これはどういう根拠で、中学生はお金が必要という形になりますか。

総合政策課長

一般的に先進地事例も考慮いたしましたし、通常JRあるいは西鉄バスにつきましても、もう中学生は大人の料金ということでございますので、それに合わせたというように考えてございます。

明石委員

先ほど申しましたけど、中学生、免許を持ってないわけですね。車も乗れないわけです。そういう観点から財政が許すなら、できれば中学生ぐらいまでは無料にするという形にしたほうが私はいいいんではないかと思えますけど、どんなものでしょうか。

総合政策課長

先ほど、最初に申しましたように、これにつきましては今のところまず案ということで、幹事会、協議会上げておりますので、そのようなご意見があったということは、その中で申し上げまして検討を進めてまいりたいと考えております。

明石委員

ぜひ、このところ市長、よろしく願いいたします。終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

先ほどのご説明の中でありましたが、国土交通省が定めたコミュニティバスの導入に関するガイドライン等の趣旨なんですが、このガイドラインにおきましては、コミュニティバスは民間路線バスの補完をするものであり、その他の交通サービスと組み合わせることにより、全体として整合性のとれたネットワークを構築することというふうにされておるということで、それにのっとっての計画になってくると思うんですが、いま出されている案ということですけども、コミュニティバス、以前の幹線バスの分が出てきておりまして、それ以外の11地区ですかね、が予約乗合タクシー、従前のデマンド交通が導入される地区ということでよろしいですよね。そうなりますと、先ほどのご回答の中で、飯塚、立岩、菰田地区等は交通が不便ではないということで、そこは省く方向性ということで検討されているっていうことでしたけれども、それ以外の地区はある意味、予約乗合タクシーが動き回るような形になってくると思うんですが、それは果たして本当に全体として整合性のとれたネットワークというふうに言えるのでしょうか。そう申し上げますのも地場タクシー業者さんにとって、それは果たして民間との調整のとれた形というふうに言えるのでしょうか。

総合政策課長

民間のバス事業者あるいはタクシー事業者の方と協議を行う中で、いま出されているのは、この中心地区につきましては、3地区、特にここについての予約乗合タクシーの運行はもう一度検討してもらいたいということでございまして、他の地区については今のところご意見等はいただいておりません。

永末委員

業者さんも協議会のほうに代表者の方が入られて検討されているとは思いますが、一市民の感覚として本当にそれで民間の業者さんのほうは影響がないのかなっていう部分を心配して

のあれなんです、予約乗合タクシー300円というふうに考えられていますんで、これは例えば庄内地区なら庄内地区は300円で回れるような形になってくるわけですよ。私も庄内の端から端までをタクシーで行ったことはないんですけど、おそらく300円で、普通のタクシーでありましたら、300円で移動できる距離ではないと思うんですよ。端から端まで行く場合とかですね。そうなりますとタクシーはもう使うことがなくなるんじゃないんでしょうか。

総合政策課長

いまの質問者の質問でございますけど、タクシー事業者の代表者の方あるいはその組合の方等の協議を行う中で、概ねこの予約乗合タクシーの導入については賛成はしていただいております。その理由といたしましては、この予約乗合タクシーを導入することによりまして、外出の機会はいま以上に増えるのではないかと。行きについては予約乗合タクシーを利用させていただく。ただ完璧なダイヤ等を組んでいるわけではございませんので、外出されて時間等の違いによってはタクシーの利用もさらに増えるのではないかとというような見解を持っておられるようでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

乗合のほうですが、テレフォンセンターというか、集約は1カ所で行われるんですよ。いままでのコミュニティバスからしたら枝葉の部分が少し減った部分で、いわゆるコミュニティバス本体の部分の便数が飛躍的にふえるということはあるんですか。

総合政策課長

便数が飛躍的にふえるということではございません。いま考えているのは、いま現在23年度運行しておりますのは、1路線につき往復6便でございますが、それより若干増えるような形にはなるのかなというふうには思っております。

宮嶋委員

そういう部分では、飛躍的と言ったのが間違っていましたけど、少しふえれば、もっと便利になるんじゃないかなというふうに思いました。それから、さっき回数券のことを言われましてけど、これはどちらにも使えるという解釈でいいんですか。

総合政策課長

そのとおりでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

先ほどのことなんです、確認なんですけど、例えば庄内地区でデマンドバス、予約乗合タクシーを使用となった場合に、任意の場所から任意の場所に行けるような感じで理解としてはいいんですか。

総合政策課長

先ほどもちょっと申しましたが、基本的には予約乗合タクシーが物理的に入れるところまではお迎え、あるいはお送りをというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

あくまで11区ですかね、分けられましたので、その地区内での移動ということですか。例えば、庄内から飯塚病院に行くことはできないということですか。

総合政策課長

予約乗合タクシーにつきましては、その11地区内のみを運行できるというふうにしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「平成22年国勢調査の状況について」報告を求めます。

総合政策課長。

「平成22年国勢調査の状況について」ご報告いたします。本件につきましては、本年3月1日開催の総務委員会におきまして、速報値をご報告しておりましたが、この度確定値が総務省から通知されましたので、再度ご報告するものでございます。お手元に資料を配布しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

今回通知を受けました調査結果は、全国の市区町村別の男女別人口と世帯数の確定値でございます。また、旧市町別の人口と世帯数についても公表されておりますので、併せて報告いたします。それではまず、本市の人口についてですが、お手元の資料でお示ししておりますように、今回の確定値は速報値と同じく、13万1492人で男性が6万2166人、これは裏面に書いております。女性が6万9326人となっております。これは、5年前の平成17年国勢調査による人口13万3357人に比べ、1,865人、約1.4%の減少となっております。10年前の平成12年国勢調査による人口は13万6701人でしたので、減少の割合は、前回に比べ、やや緩やかになってきております。また、世帯数につきましては、5万3451世帯で5年前より1,077世帯、約2.06%の増加となっており、1世帯当たりの平均人員は2.46人となっております。今回新たに公表されました合併前の旧市町別人口では、旧飯塚市が微増、他の4町は減少しております。なお、年齢別などの詳細な集計結果はまとめ次第、今後段階的に公表される予定となっております。以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長。

最初に、これまでの経過と今後のスケジュール案についてでございます。資料を提出しておりますので、資料1ページをお願いいたします。9月27日に開かれました総務委員会以降の主な経過でございます。9月27日、飯塚市中心市街地活性化協議会幹事会第2回会議が、また、10月26日には第3回会議が開催されました。出席者からは、「もっと商店街活性化を考えないといけない」、「タウンマネージャーを設置して協議の場づくりを行い盛り上げていくべき」など意見が出されております。次に、9月30日、飯塚本町東地区整備に係る勉強会や商業活性化の研究会を開催し、10月下旬からの第3回意向調査の実施などスケジュール

ルの確認などをしております。次に、10月18日、コンパクトなまちづくりセミナーを開催いたしました。市民や関係者の方など、205人の参加者がありました。次年度以降もこのようなセミナーを継続して開催していきたいと考えております。次に、10月下旬には商業関係者との活性化事業に関する協議を鋭意行っております。今後のスケジュールであります。飯塚本町東地区整備に係る勉強会などを引き続き開催するとともに、12月には飯塚市中心市街地活性化協議会の開催を考えております。また、1月に内閣総理大臣認定申請を行う中心市街地活性化基本計画については、12月議会の委員会で報告させていただきたいと考えております。

次に、中心市街地活性化事業について、協議が進捗した部分や変更があった箇所を中心に説明いたします。3ページをお願いいたします。西鉄飯塚バスセンター市街地再開発事業でございますが、西鉄はバスセンター整備事業を推進していくということで、さる11月9日に隣接地権者に対し、西鉄の事業推進に関する考え方の説明を行い、南側の隣接地と一体的に市街地再開発事業を進めていきたい旨の提案をされております。隣接地権者もこれを了承され、今後、準備組合設立に向けて協議していくことになっております。また、再開発事業案の内容であります。実施主体は西鉄と隣接地権者の再開発組合、地区面積は周辺道路を含めた5204.69㎡、施設概要案は、鉄筋コンクリート造り11階建複合ビル、1階がバスセンター及び小規模店舗、2階から4階が飯塚医師会関連施設、5階から11階が分譲マンションとなっております。また、自走式駐車場を併設して120台分の駐車スペースを確保するというものであります。今後この案を基に準備組合で協議していくこととなります。なお、飯塚医師会につきましては、市のほうから、一定の補助をすること等の条件を提示してバスセンターへの移転を提案してありましたところ、臨時総会を9月下旬に開催し、医師会関連施設の一体的なバスセンタービルへの移転を決定されております。今後、詳細については協議していくこととしております。また、分譲マンション部分については、西鉄が取得し販売する計画であります。

次に、4ページのダイマル百貨店跡コミュニティビル整備事業であります。有志の方が11月1日にまちづくり会社を設立されております。現在、ビルを取得解体し、コミュニティビルを新築する計画で金融機関に融資の相談をしているところであります。現在の計画では、鉄筋コンクリート造り3階建複合ビルであり、1階の600㎡を市が取得し、まちなか交流・健康ひろばとして活用、1階の残る部分をまちづくり会社が活用、2階及び3階は賃貸住宅16戸を整備するというものでございます。今後、市の顧問弁護士に相談し、ビルの取得に向けた動きを行うことにしております。

次に、5ページの飯塚本町東地区整備事業ですが、現在土地区画整理事業の基礎調査を行っております。この調査状況をもとに権利者への意向調査を実施しております。また、この地域の商業活性化研究会を組織して、どのような方向性を持って活性化していくかの協議もしているところであります。事業内容につきましては当初案から変更ありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、6ページ、括弧5の都市計画道路新飯塚・潤野線新設事業につきましては、県と協議しておりますが、県内部の調整が遅れており、中心市街地活性化基本計画には掲載できない状況となっております。しかし、基本計画への掲載の有無にかかわらず、事業を推進することで県と引き続き協議をしていきたいと考えております。

次に、8ページの嘉穂劇場前面道路修景整備事業につきましては、嘉穂劇場等との意見交換を重ねました結果、東町商店街入り口から嘉穂劇場までの道路路肩部分のカラー舗装や案内板の設置をすることにしております。

次に、街なか交流・健康ひろば運営事業につきましては、いろんな機関に協力依頼をしたなかで、休憩室、情報コーナーの設置、保健指導、健康相談の実施、発明クラブ教室の開催、大

学生の交流ひろばを考えております。設置場所については、ダイマル百貨店跡のコミュニティビル1階を予定しておりますが、整備されるまでの間は東町商店街の旧玉置の1階を活用したいと考えております。また、9ページの逆・玉手箱実践商店街事業に記載しております健康空間創出事業は、福岡大学スポーツ科学部との連携のもとステップ運動やスロージョギングなどを計画しておりますが、この実施場所もまちなか交流・健康ひろばで考えております。

次に、10ページの循環バス運行事業につきましては、コミュニティバス運行との連携が重要となりますので、現在協議が進んでおりますコミュニティバスの運行ルートや運行状況を見ながら協議するという一方で、実施期間としては平成26年度からの3年間を見込んだ中で検討していきたいと考えております。

次に、11ページの街なか定住促進事業につきましては、今のところ、市外から転入される方を対象に、中心市街地で住宅を新築・購入する場合は20万円、中古住宅の場合は10万円を助成したいと考えております。また、そのうち中心市街地活性化事業として整備する共同住宅の購入者に対しては、更に、3年間固定資産税相当額を補助したいと考えております。

12ページをお願いいたします。現時点での総事業費につきましては約128億8千万円、その内訳としましては、市が約25億1千万円、国が約45億4千万円、県が約25億8千万円、民間事業者が32億5千万円であります。前回報告しました事業費からの増額理由は、西鉄飯塚バスセンター及びダイマル百貨店跡の事業費増額によるものであります。

最後になりますが、中心市街地の認定区域に関しまして、内閣府から菰田地域の課題に対する解決法、ポテンシャルの活用法などについて指摘されておりましたので、現在の菰田地区での新しい動きなどを説明してまいりましたが、現時点の事業計画では活性化区域に菰田地区を入れることは認められないということでありまして、そこで、菰田地域活性化のための核事業などが具体化した時点で対応を考えるということで、総理大臣認定申請の際の中心市街地区域は、飯塚地域と新飯塚地域の99.6haにしなければならないと考えております。今後、菰田地区の関係者の方や中心市街地活性化協議会にも説明していきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市役所本庁舎建設についての市民アンケートの実施について」、及び『緊急速報「エリアメール」の配信サービス利用開始について』、以上2件の報告を求めます。

総務課長。

本庁舎の建設に関する市民アンケート及びエリアメールのサービスの開始についての報告をさせていただきます。まず、資料の市役所本庁舎建設についてのアンケートという資料をお配りしているかと思っております。新聞報道等ですすでにご存じかと思っておりますけれども、先の11月8日に開催いたしました第3回庁舎問題検討委員会におきまして、本庁舎の方向性について、正式な中間報告は後日となりますけれども、審議の中で「建替え」が望ましいという方向性が出されております。今後は庁舎の建替えにかかる基本的な計画の策定に向け、引き続き委員会での検討を行っていただきますけれども、庁舎の建替えについても広く市民の意見を聴取しながら進めていく必要がありますことから、庁舎問題検討委員会におきまして検討していただいた上で、付けております別紙のとおりの本庁舎建設についてのアンケート調査を実施することとしております。資料には記載しておりませんが、調査の概要でございますが、調査対象は、市内在住の16歳以上の方で、地域の偏りがないように、人口割合で地域按分することとし、無作為に抽出しました5,000人の方を対象といたしております。期間は発送予定を今月下旬といたしまして、12月下旬までの約1ヵ月間を予定いたしております。

資料のとおり、まず1ページ目で経過を含めた依頼文書を付けておきまして、その裏面になりますけれども、本庁舎の状況、建替えの必要性、財源、合併特例債の概要、先進地庁舎の付加機能等について記述をいたしまして、添付のとおりの様式でアンケートを実施することといたしております。主な調査内容でございますけれども、5ページになります。表面で現庁舎を利用して不便に感じたこと、裏面になりますけれども、新庁舎に必要と思われる機能や設備、庁舎の位置を検討する上で重要視すること等をお聞きし、また11番、12番で自由に記入していただく欄も設けております。調査の結果については、予定としまして、平成24年1月下旬には報告できるものと考えておりますので、まとまり次第改めてご報告をさせていただくことになろうかと思っております。以上が庁舎の建設についてのアンケートについてのご報告です。

続きまして、緊急時における携帯電話所有者への一斉通報を一部の機種について開始しますという資料をお配りしているかと思っております。現在飯塚市におきましては、緊急時の通報につきまして防災行政無線及びワンストップ防災情報伝達システムによりまして、市民の方へ伝達を行っておりますけれども、それを補完する機能といたしまして、今回株式会社NTTドコモさんが実施しております緊急通報エリアメールサービスへ利用登録を行いまして、来月12月1日よりNTTドコモ携帯電話を使用の方へ伝達を行おうとするものでございます。本件につきましては、一部市報にも掲載しておりますし、回覧文書等でも現在回しております。いま資料をつけております1ページと2ページが回覧文書でございます。3ページに概略の図面をのせておりますけれども、内容としましては気象庁が配信します緊急地震速報については直接そこに図式しておりますエリアメールセンターヘデータが配信されます。国や地方公共団体が発信しますサービスにつきましては、地方自治体よりメールセンターのほうへ情報を配信通知しまして、それから基地局を通じて特定エリアへ一斉に配信されるサービスでございます。

飯塚市におきましては、今後のこの活用の内容といたしまして、先ほど説明しましたけれども、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報を一斉に配信する予定といたしております。4ページをお願いします。このエリアメールのメリットといたしまして、メールアドレスへの登録が必要ございません。併せまして、対応する機種すべてに同時に配信されますので、速度が早くなります。そこに1番から4番までメリットを記載させていただいております。それで12月1日からのサービス開始でございますけれども、12月1日の正午にテスト配信をさせていただくこととしております。このテスト配信につきましても先に説明しました市報いづか及び隣組の回覧、市のホームページ等でご連絡をさせていただいております。現在のサービス提供の事業者そのものにつきましては、NTTドコモさん1社でございますけれども、他社、ソフトバンクさん、AUさんにつきましても来年の春を目途にサービスの条件整備がされておりますので、条件が整い次第、同様の手続を進めてまいりたいというふうに考えております。以上簡単でございますけれども、2件のご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

本庁舎建設のアンケートについてお伺いします。これはアンケートをお取りになって、先ほど発表すると言われましたけど、これは市民の方にだけ発表して、この委員会とか、そういうのにはどういうふうな扱いされるんですか。

総務課長

当然ながら集計の結果につきましても、議会には報告をするつもりでございます。

明石委員

そうすると議会に説明するために集めるということだけではないでしょう。市民とかそういうのにはどういうふうな発表されますか。

総務課長

当然ながらアンケートの結果をもとに、次の審議に入るわけでございますけれども審議の内容そのものと検討委員会での資料等につきましてはホームページ等でも掲載させていただいておりますので、当然ながらそういった手段を通じまして、市民の方へお知らせするつもりでございます。

明石委員

そうすると、これは特別委員会がありますよね。庁舎問題検討委員会が。これにももちろん発表されますよね。それで、こういうもので一応ある程度は参考になりますけど、非常に取り扱いが難しいところがあるかなとは思っていますもので、ここのところはどういうふうにお考えですか。

総務課長

当然新聞紙上等にも書かれておりますとおり、現段階では建替えもしくは改修の方向性について検討していただきました結果、建替えが望ましいという結論に達しております。今後の検討課題といたしましては、アンケートの内容にも関わりますけれども、当然ながら庁舎の場所、及び庁舎の機能、及び設備というところが大きな課題になってきます。このアンケートの結果を踏まえまして、市民の意見を集約した中で本来的に、最終的にこういった形が望ましいというような基本的な構想を検討委員会で検討していただくというスケジュールを組んでおります。

明石委員

先ほども言いましたけれども、このアンケートが上手く活用できればいいですけど、変な方向に行く恐れもありますので、これは慎重に委員会の中でも、協議会の中でも取り扱っていただきたいと私は思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

エリアメールのほうでご質問させていただきます。こちら、いまちょっとざっとしか読んでないんで、あれなんですけれども、サービス自体を開始するにあたって必要な費用というのはどのくらいになってきますか。

総務課長

費用についてはかかりませんし、利用者の方々、市民の登録についても経費等は一切かかりません。

永末委員

全くかからないような感じなんです。わかりました。それでしたら質問を変えます。いまNTTドコモの携帯利用者への方ということで、その他の携帯事業者でも同様の予定をしているということですけども、この辺りはだいたいいつぐらいからなる予定でしょうか。例えばソフトバンクであるとか、AUであるとかいうところでしたら。

総務課長

いまの情報ではソフトバンクさんが来年の2月、AUさんが来年の春というところのご返答はいただいておりますけれども、今の段階ではそういった状況のご回答でございます。

永末委員

わかりました。それでしたらワンストップ防災情報伝達システムを通じて行っているということで、まあ県が行っている防災メールまもるくん等のメールサービスもあるということなんですけれども、これを補完する形となるサービスであるということですが、この伝達される情報はどういうふうな違いがあるんですか。

総務課長

伝達のデータそのものが文字に上限がございます、500文字という上限がございます。500文字に集約した中で、先ほど説明しましたけれども地域による避難準備情報、避難勧告、

避難指示または河川の状況、土砂災害の警報等について、あわせまして国民保護の関係もありますので武力攻撃等の情報によります通報というの発生するかというふうに考えております。

永末委員

市民の方の生命を守るということで大変いい取り組みだと思んですが、飯塚市は情報推進都市ということでされていると思うんで、例えば他の何かあらゆる方法でこういったことを進めるお考えとかっていうのはないんでしょうか。例えばツイッターでありますとか、そういうフェイスブックでありますとか、そういったところもあまり費用はかからずにできるサービスだとは思いますが、そういったところでこういう情報を流すというふうなお考え、市のほうではどのような形になっているのでしょうか。

総務課長

この情報そのものにつきましても、先ほどの図面の3ページにもありますように、自治体からの災害情報等のメールセンターへの発信につきましては、人が介在するところができます。できるだけ、この人を介在せずに同じようなデータを送るようなことを考えておりますので、先ほど委員が言われますツイッター等のサービスにつきましても、今後研究する余地はございませうけれども、このエリアメール自体もできるだけ人が介在しないような形で、エリアメールセンターに配信できる、通信できるような省力化を今後検討していきたいというふうに考えております。今の段階ではいま言いますように、エリアメールでその2つ、3つの情報システムの補完をしてきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成23年度事務事業の仕分け結果概要について」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹。

平成23年度の事務事業の仕分け結果の概要につきましてご報告いたします。資料の「事務事業の仕分け結果概要」をお願いいたします。事務事業の仕分けにつきましては、昨年に引き続き、本年10月14日、15日の2日間で実施いたしました。対象事業につきましては、前回の総務委員会において報告しておりましたが、本市の附属機関でございます行財政改革推進委員会の専門部会でございます「行政評価委員会」において選定されました16の事務事業を対象として、行財政改革推進委員による評価者10名、コーディネーター1名の11名体制により評価を行いました。なお、第2日目につきましては、1名体調不良により評価者が9名となりましたので、10名体制で評価を行っております。

事務事業の仕分けの結果につきましては、次のとおりでございます。左から一連番号、事務事業名、事業担当課、結果、評価者区分、主な評価判定理由となっております。評価の区分につきましては、不要、見直し、現行どおり、拡充の4区分となっております。全事務事業16事業のうち、不要が0事業、見直しが11事業、現行どおりが3事業、拡充が2事業という結果となっております。なお、4番の資源回収団体奨励補助金交付事業につきましては、評価者の評価が、見直し、現行どおり及び拡充が同数となりましたことから、コーディネーターの判定によりまして現行どおりという結果になったものでございます。事務事業の仕分けの結果につきましては、評価結果はもちろんのこと、評価作業での議論の中で出されましたさまざまな意見等を踏まえまして、対象事業となっております事務事業の検討を今後行ってまいりたいと考えております。以上で事務事業の仕分け結果の概要について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。